

外国ルーツ青少年の自立をささえる 進路・キャリア支援事業

公募オンライン説明会

公益財団法人 日本国際交流センター
2023年12月26日

本日の流れ

1. はじめに（主催団体と休眠預金事業について）
2. 公募内容（目的・対象とする事業等）
3. 選定基準について
4. 公募申請書類について
5. 今後のスケジュールについて
6. 質疑応答

1. はじめに（主催団体と休眠預金事業について）

1-1. はじめに

■ (公財) 日本国際交流センター(JCIE)について

1970年の設立以来、民間外交のパイオニアとして、非政府・非営利の立場から政策対話、国際協力を推進する公益法人

東京とニューヨークを拠点に、外交・安全保障、民主化とガバナンス、国際保健、女性のエンパワメント、グローバルな人の移動など、多角的なテーマに取り組む。

- 3つの事業領域 -



×



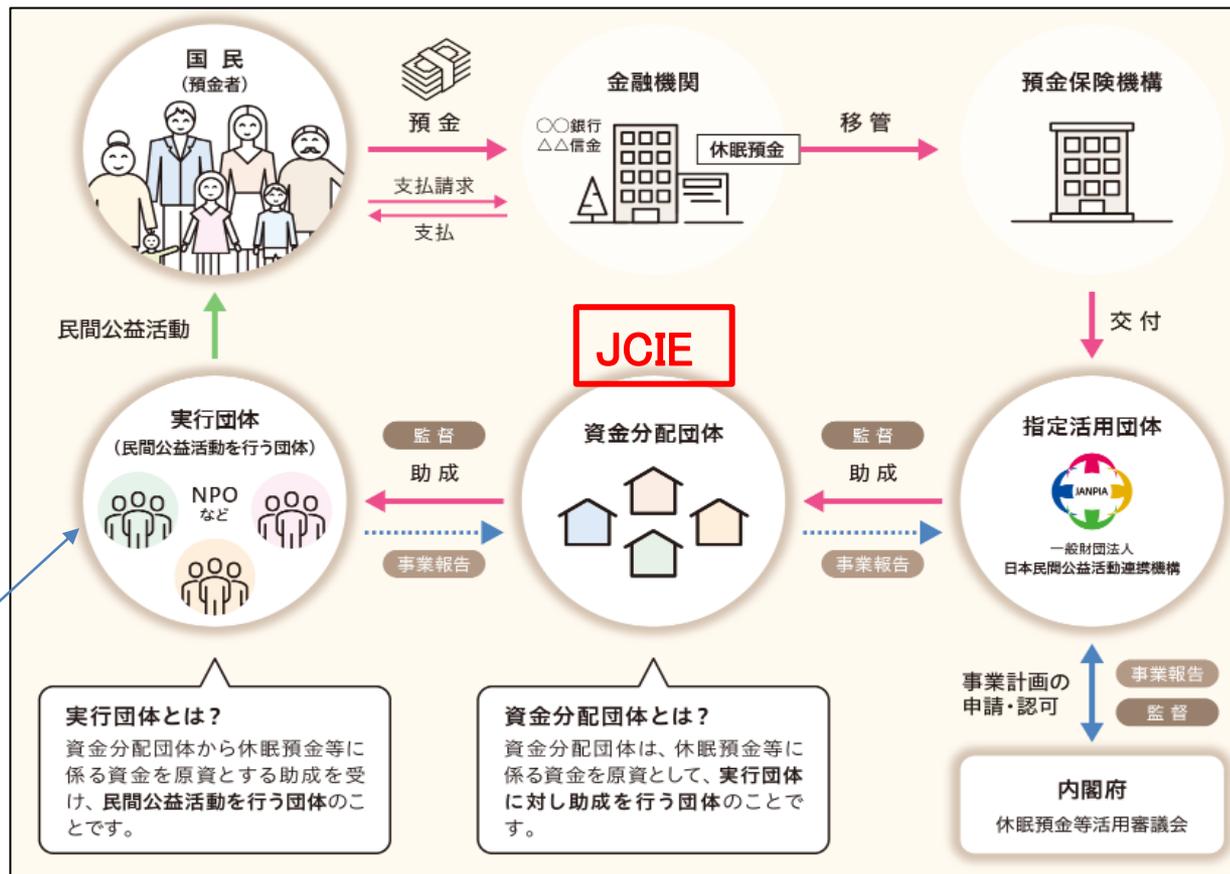
×



1-2. はじめに

■休眠預金等活用事業とは

2018年1月1日に全面施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、2019年1月1日以降の取引から10年以上、その後の取引のない預金等（休眠預金等）を社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度



- ・ 社会課題の可視化
- ・ 事業の実施による社会の諸課題の改善、解決
- ・ 現場のニーズ等のフィードバックによる本制度の改善

* JANPIAウェブサイトから引用

1-3. はじめに

■ 休眠預金等活用事業への申請資格

- 1) 公募要領の主旨と内容に沿って、民間公益活動を行う意思のある団体
- 2) 定められたガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体
- 3) 過去に申請にかかる活動の実績があり、実行団体として適切に業務を遂行できる団体

但し、以下は助成対象外となります。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 2 号に規定する暴力団をいう。）
- ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- ⑥ 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- ⑦ 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- ⑧ 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体
- ⑨ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - ・ 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

2. 公募内容（目的・対象とする事業など）

2-1. 事業の対象グループ（主なターゲットグループ）

OECD:移民背景のある児童生徒 (students with immigrant background)

移民一世
外国生まれの子ども
-外国生まれの親

移民二世
日本生まれの子ども
-外国生まれの親

ミックスルーツ
日本生まれの子ども
-外国生まれの親 &
日本生まれの親

帰国子女
外国生まれの子ども
-日本生まれの親

■ 外国ルーツの若者+保護者

- ① **国籍** : 本人の国籍及び保護者の国籍は、問わない
- ② **年齢** : 高校生相当年齢以上（概ね15歳以上）から、「子ども・若者育成支援推進法」に基づいて作成された「子ども・若者ビジョン」における青年期まで（概ね18歳から概ね30歳未満まで）
- ③ **その他** : 在留資格は問わない
: 来日、在留などが主に本人の自己選択でない

※主なターゲットグループの条件であり、多様な背景を考慮する必要があるため、
受益者がすべて上記の条件をクリアーしないといけないという意味ではない

2-2. なぜ、外国ルーツの若者が ①（本事業の課題設定）

外国ルーツ青少年を支援する現場から

➡高校進学までは何とか支援しているが、その後はフォローアップできていない！

その理由は？

- ・ 進路・キャリア支援をする上でのコンテンツ、プログラムを持っていない
- ・ 小中学校と違い、教育行政への連携・協力要請のハードルが高い
- ・ 本人や保護者に提供できる高等教育機関への進学や就職関連情報が限られている（外国ルーツ青少年の進路・キャリアにかかわるバリエーションが少ない）
- ・ 社会とつながりをもたず孤立してしまった場合、関係作りや自立支援などのノウハウや活用できるリソースを持ち合わせていない 等々

教育行政や学校現場から

➡高校での進路・キャリア指導のためのノウハウ、ツールが整備できていない！

その理由は？

- ・ これまでは義務教育をいかに終わらせるかが目標だった
- ・ 学校にどう適応するか（そのための調整をどうするか）が重要だったので、外国ルーツ青少年のもつ可能性や、社会に出て働き手、担い手としての潜在力への認識が薄かった
- ・ 国の政策もなく、高校での支援がそもそも不十分だった 等々

2-3. なぜ、外国ルーツの若者が ② (本事業の課題設定)

企業・業界や進路・キャリア専門家から

➡外国ルーツ青少年は「人材」として見ていなかった（見ていなかった）！

その理由は？

- ・ 外国人の雇用、外国人材の受入れは、「すぐに働ける人（即戦力）」として捉えていた
- ・ キャリア教育も含め「教育」は国が担うべき領域と考えていた
- ・ 日本で育った子どもなら、日本語も進学も日本人と同じような状況だと思っていた 等々

外国ルーツ青少年とその保護者から

➡どうすればよいかわからない！

- ・ 日本の教育制度、就活などについて必要な情報が得られていない
- ・ 周りにロールモデルもなく、日本での進路、キャリアをどう考えればよいかわからない
- ・ 経済的に厳しいからとりあえず派遣でも、アルバイトでも働く必要がある
- ・ 日本語で話すことが怖く、外に出たくない 等々

➡外国ルーツの若者の悩み・課題の構造が見え始めている。

➡悩み・困難を改善、解決できるかへの向き合い方も見え始めている。

2-4. 本事業の戦略・設計

- 外国ルーツの若者
- 多様な選択肢から自分が望む将来を具体的に考えられる状態となっている。
- 外国ルーツの若者の進路・雇用にかかわる指標の改善が図られている

支援の質・量

- 外国ルーツの若者
- 進路・キャリアを考える機会を活用し、自分がやりたいことを積極的に探すようになる。
- 社会とのつながりを持つ準備ができています

支援：外国ルーツ若者のキャリア・進路にかかわるネットワークやコンテンツの基盤を有している

外国ルーツの若者
進路・キャリアを考える機会に出会う

支援：外国ルーツ若者のキャリア・進路にかかわるコンテンツ、ネットワークが作られつつある

課題構造の明確化、
課題解決に向けたプレイヤーの役割の明確化、
進路・キャリアプログラム、コンテンツの開発・パイロット実践

本事業：課題の認知度向上、
連携に基づく支援の枠組み案・
仕組み案の提示、プレイヤーとしての
参画増加、コンテンツ・プログラムの
改善・実践

支援：外国ルーツ若者のキャリア・進路にかかわる専門性を備えている状態

支援の社会的インフラ整備の本格化
：連携に基づく支援の枠組み・仕組みの
改善（制度整備）及びベストプラクティスの
提示、プレイヤーの拡充、コンテンツ・プロ
グラムの拡充

2-5. 本事業の目的・目指すゴール

■ 目的

安心できるコミュニティ・居場所や、スキル・能力の開発を含む教育の機会に恵まれず、キャリア・進路の選択における障壁に直面しやすい**外国ルーツの若者が、社会とつながる、将来を具体的に描く、主体的に選択する上で、必要かつ適切な支援・サービスが受けられるための社会資源・基盤の整備**

■ 目指すゴール

- ・外国ルーツ若者が、進路・キャリアを具体的に考える機会が増え、学ぶ、働くなど社会とのつながりを持つための準備ができている。
- ・外国ルーツの若者の保護者、教育、地域、企業の関係者などが、外国ルーツの若者の進路・キャリアについての理解が深まり、外国ルーツの若者と、彼らの進路、キャリア形成をささえるための準備ができている。

2-6. 公募概要 ①

■対象地域：**全国**（申請いただく事業範囲は特定地域で構いません。）

■対象事業：**1. 【参画支援事業】**

アウトリーチ手法を工夫するなど、様々な理由で社会とのつながりが希薄になっている外国ルーツの若者をつなぎ、伴走支援など寄り添う支援を通じて、彼らを社会参画につなげる活動

2. 【教育支援事業】

学校内外でのプログラムを通じて、日本語、教科だけでなく、外国ルーツの若者にライフスキルを教わる機会を提供する活動や、高校、大学などへの進学など成長するための学び機会を広げる活動

3. 【就労支援事業】

学校内外でのプログラムを通じて、外国ルーツの若者の職業意欲の向上、職業能力の開発、新たな市場・就労機会の創出など、外国ルーツ若者がキャリア形成を具体化できる機会を提供する活動

※外国ルーツの若者の保護者、地域内・外の関係者を巻き込む分野・セクター横断的連携・協力に基づく活動を期待します。

2-7. 公募概要 ② (活動例)

- ICT活用などによるアウトリーチ手法の開発とそれを活用した伴走支援
- 社会とつながりが希薄で孤立、孤独を感じている外国ルーツの若者のための居場所作り
- 外国ルーツの若者が主体となったエンパワメントや社会参画プログラム
- 高校、大学進学促進、学業の継続をささえるための仕組み作り
- 日本語能力に中心をおかない外国ルーツの若者の職業能力開発、就労のためのプログラム
- エスニックコミュニティや、外国ルーツの若者が多く働く業界団体との連携による就労支援プログラム
- 外国ルーツ若者の起業・スタートアップ促進・支援プログラム
- 学校、企業、行政と連携した地域での活躍、定着を促すインターンシッププログラム

などなど、様々な切口から外国ルーツの若者が、将来に向けて一歩、二歩と進む、
または立ち留まって考える、学びなおすことのできる
機会、場を形にしていく活動が対象

2-8. 公募概要 ③

- 対象団体：民間非営利団体（法人格の有無は問わない。但し、事業体制やガバナンス・コンプライアンスの要件を満たす必要あり）
- 対象期間：2024年4月中旬（予定） から 2027年2月末まで
- 1団体当たりの助成額：年間1,300万～1,600万円（あくまで、上限額）
- 採択事業数：4～6事業を予定
- 締 切：2024年2月7日（水）17時迄（電子メールで申請）
- ※ 押印書類、登記事項証明書等の原本が必要な書類は別途郵送が必要です。
- ※ 申請する可能性がある場合は、審査、内定に影響のないよう、
役員名簿を先にご提出ください。

2-9. 公募概要 ④

- **予 算** : 事業費（直接経費）、管理的経費、評価関連経費の3区分
管理的経費は、助成額の15%を上限
評価関連経費は、助成額の5%を上限
- **経 理** : 無利息口座（決済専用口座）の準備
適正な基準に基づき他の事業と区分して経理
契約助成期間内に発注・実施したもののみ対象
- **報 告** : 半期進捗報告、事業終了後2~3週間以内に終了報告
- **そ の 他** : 評価（事前、中間、事後評価）の実施
申請後に申請内容の概略、選定結果を採択の可否にかかわらず情報公開することの承諾

※実行団体向け
積算の手引き

※資金提供契約書
（ひな形）

参照

3. 選定基準と審査について

3-1. 選定基準について

選定基準

1	事業の妥当性	社会状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか。事業実施予定地のニーズに応えた支援であるか。目的や成果につながる活動計画となっているか。
2	実現可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か。事業実施予定地における既存の組織や仕組みを最大限に尊重した支援であるか。地域の文化や人びとの思いを尊重した支援であるか。
3	継続性	助成終了後の計画（出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か。
4	ガバナンス・コンプライアンス	事業計画書に示す事業を的確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制を備えているか。
5	波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながる事が期待できるか。
6	連携と対話	事業実施予定地の既存の団体や自治体、多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか。
7	先駆性	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか。

3-2. 審査について **重要**

・7つの審査基準の意識等

1 <u>事業の妥当性</u>	→従来の取り組みの課題を的確に把握しているか、支援対象者の具体的な規模、ニーズを的確に把握しているか、などをみる
2 <u>実現可能性</u>	→人・カネなどインプットは適正か、実施する手法は明確か、ニーズ・障害要因の分析に基づいて的確かつ具体的に事業設計をしているか、などをみる
3 <u>ガバナンス・コンプライアンス</u>	→主に、規程類の整備状況、これまでの活動状況をみる
4 <u>先駆性（革新性）</u>	→公的サービスとの差別化や社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか、などをみる
5 <u>波及効果</u>	→事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて、活用可能か、課題の改善・解決につながることを期待できるか、などをみる
6 <u>継続性</u>	→助成終了後の計画（出口戦略や工程等）は具体的かつ現実的か、発展することが期待できるか、などをみる
7 <u>連携と対話</u>	→事業計画や実施における多様な関係者との協働の機会をもっているか、などをみる

4. 公募申請書類について

4-1. 公募申請書類について

※JCIEのWEBサイトからダウンロードしてください。

書類名	留意点
(様式1) 助成申請書	※押印が必要です。
(様式2) 団体情報	
(様式3) 事業計画書	
(様式4) 資金計画書等	
(様式5) ガバナンス・コンプライアンス体制状況確認書	
(様式6) 役員名簿	※応募をご検討の団体は、準備でき次第、先にメールでご提出ください。(パスワード必須)
(様式7) 自己資金に関する申請書	
(様式8) 申請書類チェックリスト	
以下、コンソーシアムでの申請の場合	
コンソーシアムに関する誓約書	※押印が必要です。

* 事業スケジュール、事業のロジックモデル、対象者・ニーズなど事業説明資料などの補足資料は「自由形式」ですが、必要に応じてご提出ください。

4-2. 公募申請書類について

書類名	留意点
定款	定款の作成義務のない団体は、設立趣意書など団体の設立目的や日付がわかるものを提出してください。
登記事項証明書	発行日から3か月以内の現在事項全部証明書 無い場合は、団体設立の年月日、役員就任年月日、商号・正式名称、本店・本部所在地などがわかるもの
団体の直近年度の事業報告書	直近3年分。設立3年未満の団体は、提出可能な期間分
団体の直近年度の財務諸表	貸借対照表、損益計算書など直近3年分。設立3年未満の団体は、提出可能な期間分
規程類	(様式5) ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書の「根拠となる規定類、指針等」に記載された規定類をすべてご提出ください。
その他参考資料	団体のパンフレットや、申請事業に関連する活動を記録するものなど

4-3. 事業計画作成における留意点

1. 深掘した課題を文字化する

- 外国ルーツの若者の抱える悩み・問題の構造を明確にする
- 特に、どのような問題・課題にフォーカスするのか、対象グループの規模はどの程度か、なぜその悩み・課題が続いているのか（既存の取り組みの成果、限界は何か）など

2. 取り組む内容を文字化する

- 事業の中身を明確にする
- 受益者の規模はどの程度か、受益者にどのような変化を起こしたいのか、そのためにどのような手法を用いるのか、そのためにどのようなリソースを活用(連携・協力)するのか、どのようなスケジュールで進めるのか、など

3. 中長期戦略・目標、その達成のための道筋を文字化する

- 事業のロジックを明確にする（事業の目標が、どのように、なぜ起こるのか）
- 実現したい状態（長期アウトカム）、事業終了後3～5年に実現したい状態（中期アウトカム）、事業終了時まで実現したい状態（短期アウトカム）をどう具体的に設定するのか、その達成のための戦略が「取り組む内容（活動、それに基づくアウトプット）とつながっているのか、など

4-4. 資金計画作成における留意点①

1. 管理的経費

- ・一般管理費を想定した経費（管理部門などの管理経費、事務所の家賃、活動を実施するための調査費など）
- ・助成額に対する比率は、助成額の15%が上限

2. 直接事業費

- ・事業の実行に必要なかどうか（合理的な説明ができるかどうか）が重要
- ・支出可能な経費として、事業にかかわる人件費、事業のための旅費、有償ボランティア、事業にかかわる広報費、教材などの購入費など
- ・支出が難しい経費として、体験プログラムなど参加者への支援金や交通費の支給などがありえる。例外もあるので、個別にご相談をください。

3. 評価関連経費

- ・社会的インパクト評価などに係る調査関連経費の支援のための別途助成
- ・1, 2の助成申請額に対して5.0%が上限

4-5. 資金計画作成における留意点②

4. その他（推奨）

- ・会計事務のための経費（管理的経費に計上）
 - ：経費状況の報告を月次報告の形で提出するため、事務負担等を踏まえて、専門家によるサポートなどを検討ください。
- ・組織基盤強化・環境整備に関する経費（管理的経費に計上）
 - ：ガバナンス・コンプライアンスの強化や、ファンドレイジングの強化、支援の質の向上のための職員の研修等に係る経費など、出口戦略と関連付けてご検討ください。
- ・振込手数料
 - ：事業にかかわる経費は、事業用の指定口座から振込・振替などで対応することが基本となります。なお、現金による支払は可能ですが、現金の引き出しに制限があります。

5. ガバナンス・コンプライアンス体制の 整備について

5. ガバナンス・コンプライアンス体制の整備について

■背景

「休眠預金」のスキームは、国民の預金を活用し、その負託に応えるため、これに参加するすべての団体に対して組織のガバナンスやコンプライアンス体制の確立と組織活動の透明性を維持するための情報公開などを求めています。このため、「休眠預金」事業を行う団体には、JANPIAがその指標となるポイントを明示しています。

これらの活動は、いわば時代の要請でもあり、参加団体がこれを機に強固なガバナンス・コンプライアンス体制を構築される契機となるので、これを機に、組織内においてそれらの未整備な項目を洗い出していただき、段階を経て組織の体制を整えていただくようお願いいたします。

■具体的な対応

今回のJANPIAの通常の応募枠では、これらの「体制整備にあたってのポイントとなる事項」が57項目あり、応募団体は応募時に、各項目と自団体の規程とを照合しながら、確認作業が必要となります。この作業は負担が大きいので、JANPIAによって、検討を行い緩和措置がなされ、

【STEP1】では、**資金提供契約締結時まで**に整備完了していただきたい項目（25項目）と

【STEP2】では、**契約期間中に**整備完了していただきたい項目（32項目）

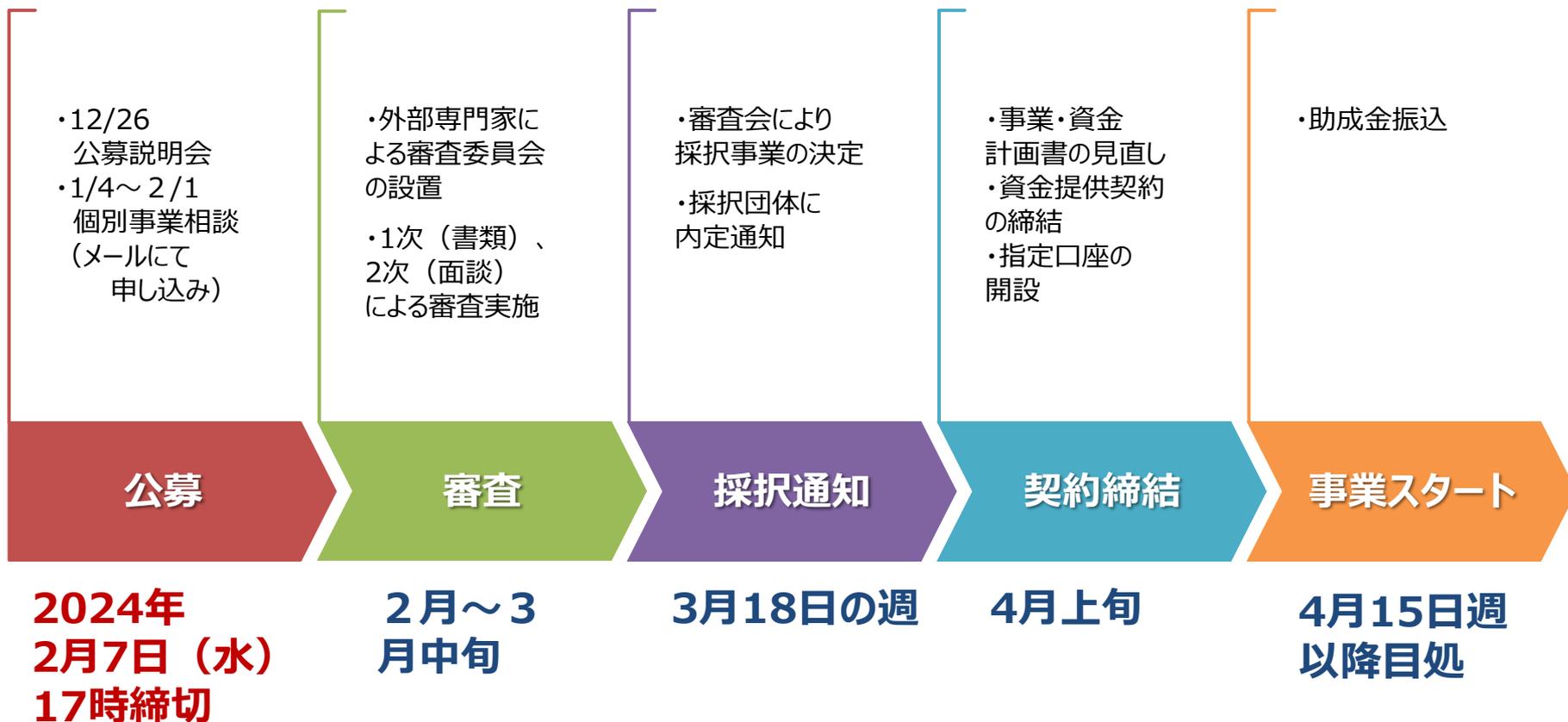
の段階的対応が可能となっています。

一方、このSTEP2の32項目のうち特にガバナンス・コンプライアンス上で重要と考えられる項目17項目に関して○印をつけて、参加団体に早期に体制整備していただきたい項目としています。

応募された団体のこれらの整備状況は、審査会においても参考にいたしますので予めご了承ください。

6. 今後のスケジュールについて

6. 今後のスケジュールについて



7. 質疑応答

※公募に関する問い合わせ先

JCIE人の移動チーム キャリア支援事業担当者
E-mail : youth@jcie.jp